



宮 崎 県 公 報

平成29年9月28日（木曜日） 第 2933 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……（行政経営課） 1	
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……（福祉保健課） 6	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ） 6	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 7	
○道路の区域の変更……（道路保全課） 7	
○道路の供用の開始……（ “ ” ） 7	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……（砂防課） 7	
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（蛸・鱺・鮎・鰻） 7	
○宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表……（人事課） 8	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……（商工政策課） 8	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市	
町村の意見……（商工政策課） 9	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市	
町村の意見（3 件）……（ “ ” ） 9	
○地図及び簿冊の認証（4 件）……（農村計画課） 10	
○土地改良区の役員の就退任の届出……（農村整備課） 10	
○土地改良区の役員の退任の届出……（ “ ” ） 11	
○土地改良区の定款変更の認可……（ “ ” ） 11	
○公共測量の実施の通知……（管理課） 11	
○用途地域内建築制限の特例を認めるための意見	
の聴取の実施……（建築住宅課） 11	
病院局公告	
○落札者等の公告（3 件）…… 11	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数…… 12	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分	
の1の数…… 12	

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第42号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～13の2 [略] 14 <u>食生活健全化・食料消費改善対策事業の運用 について（平成12年4月1日付け12食流第 635 号）第4の2の（2）の規定による事業の委託に 関すること（市町村又は農業協同組合に委託す る場合に限る。）。</u> 15～21 [略] 22 道路法（昭和27年法律第 180号）による次の 事務 （1）～（10） [略]	西臼杵支 庁長	1～13の2 [略] 14 <u>ひなたGAP認証制度実施要綱（平成29年8 月1日定め）による次の事務</u> <u>（1）第6条及び第14条第1項の規定による申 請の受理に関すること。</u> <u>（2）第13条の規定による届出の受理に関する こと。</u> 15～21 [略] 22 道路法（昭和27年法律第 180号）による次の 事務 （1）～（10） [略] <u>（11）第37条第2項の規定による警察署長との 協議に関すること。</u>

(11)～(48) [略] (49) 第87条第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件（（3）に規定する承認並びに（5）、（6）及び(50)に規定する許可に係るものに限る。）の附加に關すること。 (50)～(52) [略] 22の2～26 [略] 27 河川法（昭和39年法律第167号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) 第31条第2項に規定する<u>現状回復命令等</u>に關すること。 (8)～(15) [略] 27の2・28 [略] 29 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第36条第3項に規定する関係市町村長への通報に關すること。 29の2～29の9 [略] 29の10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律（平成12年法律第57号）による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条第5項及び第8条第5項の規定による市町村長への図書の送付に關すること。 (5) 第13条第1項の規定による届出の受理に關すること。 (6) 第16条第2項の規定による申請書の受理に關すること。 (7) 第16条第3項の規定による届出の受理に關すること。 (8) 第17条第1項の規定による届出の受理に關すること。 (9) 第17条第2項の規定による工事完了の検査に關すること。 (10) 第19条の規定による届出の受理に關すること。 (11) 第20条第3項の規定による標識の設置に關すること。 (12) 第21条第1項の規定による立入検査に關すること。 (13) 第22条の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は助言若しくは勧告に關すること。 (14) 第26条第1項の規定による緊急調査に關すること。 (15) 第28条第1項の規定による緊急調査のための立入り等に關すること。 29の11～66 [略] [略]	(12)～(49) [略] (50) 第87条第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件（（3）に規定する承認並びに（5）、（6）及び(51)に規定する許可に係るものに限る。）の附加に關すること。 (51)～(53) [略] 22の2～26 [略] 27 河川法（昭和39年法律第167号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) 第31条第2項に規定する<u>原状回復命令等</u>に關すること。 (8)～(15) [略] 27の2・28 [略] 29 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第34条第4項の規定による立入検査等に關すること。 (6) 第36条第4項に規定する関係市町村長への通報に關すること。 29の2～29の9 [略] 29の10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律（平成12年法律第57号）による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第7条第5項及び第9条第5項の規定による市町村長への図書の送付に關すること。 (5) 第14条第1項の規定による届出の受理に關すること。 (6) 第17条第2項の規定による申請書の受理に關すること。 (7) 第17条第3項の規定による届出の受理に關すること。 (8) 第18条第1項の規定による届出の受理に關すること。 (9) 第18条第2項の規定による工事完了の検査に關すること。 (10) 第20条の規定による届出の受理に關すること。 (11) 第21条第3項の規定による標識の設置に關すること。 (12) 第22条第1項の規定による立入検査に關すること。 (13) 第23条の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は助言若しくは勧告に關すること。 (14) 第28条第1項の規定による緊急調査に關すること。 (15) 第30条第1項の規定による緊急調査のための立入り等に關すること。 29の11～66 [略] [略]
--	---

保健所長	1～9 [略] 10 覚せい剤取締法（昭和26年法律第 252号）による次の事務 (1)～(5) [略] (6)～(9) [略] (10)・(11) [略] (12) 第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして覚せい剤施用機関である病院若しくは診療所、覚せい剤研究者の研究所又は同法第30条の11第2号から第6号までに規定する者の当該各号に規定する場所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ<u>覚せい剤若しくは覚せい剤原料若しくはその疑いのある物で試験のために必要な最小分量に限り収去し、又は覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者、同法第30条の7第2号から第5号までに規定する者その他の関係者について質問させること。</u> 10の2 覚せい剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）による次の事務 (1) 第3条の3の規定による<u>覚せい剤の譲渡しの許可の申請書の受理に関すること。</u> (2) 第12条の規定による<u>覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可の申請書の受理に関すること</u> 〃 11～21 [略] 22 理容師法（昭和22年法律第 234号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第13条第1項の規定により、当該職員に理容所に立ち入り、<u>第8条又は第12条の規定による措置の実施状況を検査させること。</u> (6) [略] 22の2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第 109号）附則第4条第1項の規定によりなお従前の例により行われる理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成9年政令第 321号）による改正前の理容師法施行令（昭和28年政令第 232号）第4条第2項の規定による<u>実地習練の実施の指導に関すること。</u> 22の3 [略] 22の4 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定によりなお従前の例により行われる理容師法施行規則による改正前の理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）第17条の規定による<u>実地習練の実施の届出の受理に関すること。</u>	保健所長	1～9 [略] 10 覚せい剤取締法（昭和26年法律第 252号）による次の事務 (1)～(5) [略] (6) 第17条第5項の規定による<u>覚せい剤の譲渡しの許可の申請書の受理に関すること。</u> (7)～(10) [略] (11) 第30条の6第3項の規定による<u>覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可の申請書の受理に関すること。</u> (12)・(13) [略] (14) 第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして覚せい剤施用機関である病院若しくは診療所、覚せい剤研究者の研究所又は第30条の12第1項第2号から第6号までに規定する者に応じ当該各号に掲げる場所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、<u>覚せい剤若しくは覚せい剤原料若しくはその疑いのある物で試験のために必要な最小分量に限り収去し、又は覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者、第30条の7第2号から第5号までに規定する者その他の関係者について質問させること。</u> 11～21 [略] 22 理容師法（昭和22年法律第 234号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第13条第1項の規定により、当該職員に理容所に立ち入り、<u>第9条又は第12条の規定による措置の実施状況を検査させること。</u> (6) [略] 22の2 [略]
------	---	------	--

	23 [略] 23の2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定によりなお従前の例により行われる理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正前の美容師法施行令（昭和32年政令第 277号）第7条第2項の規定による実地習練の実施の指導に関すること。 23の3 [略] 23の4 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定によりなお従前の例により行われる美容師法施行規則による改正前の美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）第17条の規定による実地習練の実施の届出の受理に関すること。 24 水道法（昭和32年法律第 177号）による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理に関すること。 (5) [略] (6) 第13条第1項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。 (7)・(8) [略] (9) 第24条の3第2項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。 (10)～(17) [略] 25～44 [略] 45 保健所運営協議会、結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること（委員の発令を除く。） 46～57 [略] 58 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）による次の事務 (1) 第1条の規定による薬剤師の免許の申請書の受理に関すること。 (2) 第3条第2項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請書の受理に関すること。 (3) 第4条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。 (4) 第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 (5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 (6) 第6条第5項又は第7条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 59～70 [略]		23 [略] 23の2 [略] 24 水道法（昭和32年法律第 177号）による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第11条第1項（第31条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理に関すること。 (5) [略] (6) 第13条第1項（第31条において準用する場合及び第34条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。 (7)・(8) [略] (9) 第24条の3第2項（第31条において準用する場合及び第34条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。 (10)～(17) [略] 25～44 [略] 45 保健所運営協議会、結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること（委員の発令を除く。）。 46～57 [略] 58 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）による次の事務 (1) 第3条の規定による薬剤師の免許の申請書の受理に関すること。 (2) 第5条第2項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請書の受理に関すること。 (3) 第6条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。 (4) 第8条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。 (5) 第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。 (6) 第9条第5項又は第10条の規定による免許証の返納の受理に関すること。 59～70 [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	
食肉衛生	1～3 [略]	食肉衛生	1～3 [略]	

検査所長	4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）による次の事務 （1） <u>第3条第1項の規定による食鳥処理の事業の許可（第16条第1項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）</u> に関すること。 （2）～（18） [略] 5 [略]	検査所長	4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）による次の事務 （1） <u>第3条の規定による食鳥処理の事業の許可（第16条第1項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）</u> に関すること。 （2）～（18） [略] 5 [略]
[略]		[略]	
女性相談所長	1 売春防止法（昭和31年法律第118号） <u>第34条第2項の規定による要保護女子その他保護を必要とする女子の一時保護</u> に関すること。 2 [略]	女性相談所長	1 売春防止法（昭和31年法律第118号） <u>第34条第3項の規定による要保護女子の保護更生</u> に関すること。 2 [略]
[略]		[略]	
農林振興局長	1 [略] 2 <u>食生活健全化・食料消費改善対策事業の運用について第4の2の（2）の規定による事業の委託に関すること（市町村又は農業協同組合に委託する場合に限る。）。</u> 2の2～25 [略]	農林振興局長	1 [略] 2 <u>ひなたGAP認証制度実施要綱による次の事務</u> （1） <u>第6条及び第14条第1項の規定による申請の受理に関すること。</u> （2） <u>第13条の規定による届出の受理に関すること。</u> 2の2～25 [略]
[略]		[略]	
土木事務所長	1～7 [略] 8 道路法による次の事務 （1）～（10） [略] （11）～（48） [略] （49） 第87条第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件（（3）に規定する承認並びに（5）、（6）及び（50）に規定する許可に係るものに限る。）の附加に関すること。 （50）～（52） [略] 8の2～10 [略] 11 砂利採取法による次の事務 （1）～（4） [略] （5） <u>第36条第3項に規定する関係市町村長への通報に関すること。</u> 11の2～11の9 [略] 11の10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による次の事務 （1）～（3） [略] （4） <u>第6条第5項及び第8条第5項の規定による市町村長への図書の送付に関すること。</u> （5） <u>第13条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u> （6） <u>第16条第2項の規定による申請書の受理に関すること。</u> （7） <u>第16条第3項の規定による届出の受理に関すること。</u>	土木事務所長	1～7 [略] 8 道路法による次の事務 （1）～（10） [略] （11） <u>第37条第2項の規定による警察署長との協議に関すること。</u> （12）～（49） [略] （50） 第87条第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件（（3）に規定する承認並びに（5）、（6）及び（51）に規定する許可に係るものに限る。）の附加に関すること。 （51）～（53） [略] 8の2～10 [略] 11 砂利採取法による次の事務 （1）～（4） [略] （5） <u>第34条第4項の規定による立入検査等に関すること。</u> （6） <u>第36条第4項に規定する関係市町村長への通報に関すること。</u> 11の2～11の9 [略] 11の10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による次の事務 （1）～（3） [略] （4） <u>第7条第5項及び第9条第5項の規定による市町村長への図書の送付に関すること。</u> （5） <u>第14条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u> （6） <u>第17条第2項の規定による申請書の受理に関すること。</u> （7） <u>第17条第3項の規定による届出の受理に関すること。</u>

	(8) <u>第17条第1項</u> の規定による届出の受理に関すること。 (9) <u>第17条第2項</u> の規定による工事完了の検査に関すること。 (10) <u>第19条</u> の規定による届出の受理に関すること。 (11) <u>第20条第3項</u> の規定による標識の設置に関すること。 (12) <u>第21条第1項</u> の規定による立入検査に関すること。 (13) <u>第22条</u> の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は助言若しくは勧告に関すること。 (14) <u>第26条第1項</u> の規定による緊急調査に関すること。 (15) <u>第28条第1項</u> の規定による緊急調査のための立入り等に関すること。 11の11～44 [略]		(8) <u>第18条第1項</u> の規定による届出の受理に関すること。 (9) <u>第18条第2項</u> の規定による工事完了の検査に関すること。 (10) <u>第20条</u> の規定による届出の受理に関すること。 (11) <u>第21条第3項</u> の規定による標識の設置に関すること。 (12) <u>第22条第1項</u> の規定による立入検査に関すること。 (13) <u>第23条</u> の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は助言若しくは勧告に関すること。 (14) <u>第28条第1項</u> の規定による緊急調査に関すること。 (15) <u>第30条第1項</u> の規定による緊急調査のための立入り等に関すること。 11の11～44 [略]
[略]		[略]	
港湾事務所長	1～5 [略] 6 砂利採取法による次の事務 (1)～(4) [略] (5) <u>第36条第3項</u> に規定する関係市町村長への通報に関すること。 7～20 [略]	港湾事務所長	1～5 [略] 6 砂利採取法による次の事務 (1)～(4) [略] (5) <u>第36条第4項</u> に規定する関係市町村長への通報に関すること。 7～20 [略]
付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～32 [略]		付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～32 [略] <u>33 中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱（平成28年6月10日定め）に基づく補助金のうち、中山間地域農業年収アップ支援事業に係る補助金</u> <u>34 「コラボでGood！」6次産業化推進事業補助金交付要綱（平成29年6月1日定め）に基づく補助金</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 541号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
なかむら整形外科クリニック	都城市平江町5街区11号	平成29年9月19日
アンジュ薬局	都城市平江町5街区12号	平成29年9月19日

医療法人けんゆう 会園田病院	小林市堤3005番地 1	平成29年6月30日
-------------------	--------------	------------

宮崎県告示第 542号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人俊生会	東諸県郡国富町大字本庄1946番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
田中外科医院	田中外科内科医院	平成29年8月17日

宮崎県告示第 543号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人友愛会園田病院	小林市堤3005番地1	平成29年6月30日
出北小児科・内科	延岡市卸本町1番23号	平成29年8月31日

宮崎県告示第 544号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年9月28日から平成29年10月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
434	県道	風田星倉線	日南市大字東弁分字畑中乙 648番地先から同市同大字同字乙 663番1地先まで	旧	16.0～39.0	154.2
				新	16.0～96.8	154.2

宮崎県告示第 545号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年9月28日から平成29年10月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡都農町大字川北字山末村下 17176番4地先から同郡同町同大字字寺迫平下 17876番4地先まで	平成29年9月28日

宮崎県告示第 546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成20年宮崎県告示第 646号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	上 祝 子	I－1－0086	急傾斜地の崩壊
	橋 場 向 1	I－2－0258	急傾斜地の崩壊
	橋 場 向 2	II－1－7870	急傾斜地の崩壊
	弓 弦	II－1－7871	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 29年 9月 15日	特定非営利 活動法人み やざき自立 支援センタ	笠江 保夫	宮崎県都 城市都北 町5745番 地	この法人は、 障がい者及び障 がい児に対して 、日常生活支援

ーシーソー
ウェルフェ
ア及び就労の機会
や就労訓練の場
の提供、地域住
民との交流、連
携の推進を行い
、地域社会での
自立と社会参加
を実現するため
の支援をおこな
い、もって地域
福祉の発展と拡
充に寄与するこ
とを目的とする
。

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎県条例第5号）第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン日向
日向市大字日知屋字古田町61-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱ＵＦＪリース株式会社 代表取締役 柳井隆博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株式会社ドゥ・ヨネザワ 代表取締役 園田博
熊本県熊本市東区若葉一丁目2番1号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三菱ＵＦＪリース株式会社 代表取締役 白石正
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株式会社ドゥ・ヨネザワ 代表取締役 米澤義一
熊本県熊本市東区若葉一丁目2番1号
(変更後) 三菱ＵＦＪリース株式会社 代表取締役 柳井隆博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社ドゥ・ヨネザワ 代表取締役 園田博

熊本県熊本市東区若葉一丁目2番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

有限会社夢茶房 代表取締役 安積孝哉

児湯郡新富町大字新田1113番地14

株式会社西村一新堂 代表取締役 西村一

日向市上町15番4号

株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎

宮崎市柳丸町 156番地1

株式会社熱田本店 代表取締役 熱田輝子

宮崎市桜ヶ丘町8番7号

日吉だんご有限会社 代表取締役 日吉廣美

日向市東郷町山陰丁1007番地4

株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作

福岡県北九州市小倉南区下曽根一丁目14番19号

株式会社サニトミヤ 代表取締役 五嶋勝代

宮崎市橘通東三丁目5番24号

合資会社りんれつ 代表取締役 日高聡

大分県大分市明野北二丁目5番17号

株式会社ツインマーボ 代表取締役 大藪幸子

大阪府大阪市北区大深町2番48号

株式会社ジェイアール九州ファーストフーズ 代表取締役 中澤武信

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目10番7号

株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役 広瀬舜一

大分県大分市萩原一丁目18番2号

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1

株式会社出先 代表取締役 出先秀樹

延岡市春日町二丁目8番3号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目39番8号

株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目1番38号

株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇範次

大分県別府市山の手町15番15号

株式会社ドゥ・ヨネザワ 代表取締役 米澤義一
熊本県熊本市東区若葉一丁目2番1号

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐二

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

有限会社夢茶房 代表取締役 安積一仁

児湯郡新富町大字新田1113番地14

株式会社西村一新堂 代表取締役 西村一 日向市上町15番4号 株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎 宮崎市吉村町北原甲1435番地11 株式会社バッグのあつた 代表取締役 熱田陽子 宮崎市桜ヶ丘町8番7号 日吉だんご有限会社 代表取締役 日吉晃一 日向市東郷町山陰丁1007番地4 株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号 株式会社サザンクロス 代表取締役 富田正明 福岡県福岡市東区多の津4丁目5番9号 有限会社さかえ写真スタジオ 代表取締役 小石淳一 大分県大分市千代町1丁目2番30号 株式会社宮崎山形屋 代表取締役 山下隆幸 宮崎市橋通東3丁目4番12号 株式会社ジェイアール九州ファーストフーズ 代表取締役 中澤武信 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目10番7号 株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役 広瀬舜一 大分県大分市萩原一丁目18番2号 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1 株式会社出先 代表取締役 出先秀樹 延岡市春日町二丁目8番3号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目1番38号 株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇範次 大分県別府市山の手町15番15号 株式会社ドゥ・ヨネザワ 代表取締役 園田博 熊本県熊本市東区若葉一丁目2番1号 4 変更の年月日 平成29年6月29日 5 変更する理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業者の変更のため 6 届出年月日 平成29年9月19日 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間	平成29年9月28日から平成30年1月29日まで 8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成29年9月28日から平成30年1月29日まで 9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成29年9月28日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ダイレックス加納店 宮崎市清武町加納四丁目11番 外 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成29年5月25日 3 意見の概要 意見なし 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成29年9月28日から平成29年10月30日まで 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成29年9月28日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール宮崎 宮崎市新別府町船戸 750番1 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成29年6月12日 3 意見の概要 意見なし 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
--	--

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月28日から平成29年10月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸 750番 1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成29年6月12日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月28日から平成29年10月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川原崎店・小川商店

延岡市川原崎町 257 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名の変更

平成29年8月21日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月28日から平成29年10月30日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成26年6月1日から平成28年2月22日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北浦町三川内の一部

4 認証年月日

平成29年9月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

高千穂町

2 地籍調査を行った期間

平成26年7月1日から平成28年12月14日

3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字向山の一部

4 認証年月日

平成29年9月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

国富町

2 地籍調査を行った期間

平成27年6月1日から平成29年3月8日

3 地籍調査を行った地域

国富町大字八代南俣、大字深年の各一部

4 認証年月日

平成29年9月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

高千穂町

2 地籍調査を行った期間

平成27年7月1日から平成28年12月14日

3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字向山の一部

4 認証年月日

平成29年9月20日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により

、中内堅土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 永 好 博	えびの市大字内堅1163番地
理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地
理 事	山 口 政 雄	えびの市大字岡松 337番地ロ
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
理 事	川 野 弘	えびの市大字内堅 620番地
監 事	西 重 寧	えびの市大字内堅 260番地 4
監 事	永 田 勝 幸	えびの市大字内堅1208番地 6

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 永 好 博	えびの市大字内堅1163番地
理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地
理 事	立 岡 良 雄	えびの市大字内堅 645番地 5
理 事	山 口 政 雄	えびの市大字岡松 337番地ロ
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
監 事	西 重 寧	えびの市大字内堅 260番地 4
監 事	伊 作 俊 光	えびの市大字内堅1166番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	平 原 和 彦	宮崎市田野町乙9155番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田代土地改良区（えびの市）から平成29年8月17日付けで申請の

あった定款の変更を認可した。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、高鍋町長から次のとおり通知があった。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量

デジタル撮影（地図情報レベル1000） 2.14km²数値図化（地図情報レベル1000） 0.54km²

仮BM設置測量（3級水準測量） 8点 6.9km

2 作業地域

高鍋町大字上江字老瀬（老瀬地区）

3 作業期間

平成29年8月25日から平成30年3月26日まで

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第14項の規定により同条第5項ただし書の規定による許可を与えることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成29年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請者	本坊酒造株式会社 代表取締役社長 本 坊 和 人
敷地の位置	小林市細野字新竹前1750、田仆1796－ 1
用途地域名	第一種住居地域
建築物用途	ミネラルウォーター工場
床面積及び 原動機出力	4,573.64m ² 903.58kw
工事種別及 び構造	増築 鉄骨造
意見の聴取 の日時	平成29年10月 6 日 午後 2 時から
意見の聴取 の場所	小林市大字細野1829番地16 小林市地域・観光交流センター「KITTO（き っと）小林」2階交流スペース

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年9月28日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

- 1 落札に係る調達件名
県立宮崎病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町 5 番 30 号
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 8 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
126,850,582 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 29 年 7 月 13 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成 29 年 9 月 28 日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 落札に係る調達件名
県立延岡病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 8 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
117,056,644 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 29 年 7 月 13 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成 29 年 9 月 28 日

県立日南病院長 峯 一 彦

- 1 落札に係る調達件名
県立日南病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 8 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
84,662,507 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 29 年 7 月 13 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1

項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 29 年 9 月 16 日現在次のとおりである。

平成 29 年 9 月 28 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 18,538 人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,858 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 29 年 9 月 16 日現在次のとおりである。

平成 29 年 9 月 28 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

えびの市選挙区 5,733 人